

入札等に関する有識者会議（R3 第 2 回）議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

抽出担当の渡部委員より、令和 2 年 12 月から令和 3 年 3 月までの発注工事より制限付一般競争入札案件 3 件について抽出した旨、その理由を含めて説明。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 行仁小学校中央棟・北棟外解体工事（設計施工：財務部公共施設管理課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料 1）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 応札額が最低制限価格以下となり、失格となった業者が多数存在する。思い当たる理由はあるか。	○ 資料 19 ページのとおり、令和 2 年度末時点で解体工事の登録業者は市内で 51 者存在し、競争性が高いと推察される。 なお、平成 28 年まで毎回 10 者以上の応札があった。
② 議題 3 にも関連するが、予定価格を事前公表していることから、応札者は最低制限価格を推測して応札する訳だが、予想よりも最低制限価格が高かったということ。 本市における解体工事の発注件数は多いのか。	○ 年間 2、3 件程度である。
③ 発注件数が少ないため、最低制限価格の推測が難しいのか。	○ そのような可能性はあると推察する。
④ 本工事は南棟・屋内運動場解体工事も同時に発注しているようだが、応札者は同じか。	○ 行仁小の解体については、2 分割発注としていますが、南棟外解体工事も応札者は 15 者と多かつた経過にある。
⑤ 解体工事について、応札者が多い状況はこれまでの入札結果として把握していた。これまでも工種により競争性の度合いが異なるようだと	○ 本工事の入札において失格者は多かつたが、落札率は 92% である。令和 2 年度における工事の平均落札率は 92.5% であり、平均を超えるも

は感じていた。

こうした中で好ましくないと考えていたのは、このような競争性が高い工事において、ほとんどの業者が失格し、1者だけ高値で応札した業者が落札者となる場合がある。このような事態が年に1回程度起きており、市民感覚とすれば何とかならないものかと思っていたが、法的には規制をかけられないことは理解していた。

⑥ 競争というよりは、「最低制限価格当て」のような感が否めない。全国的にそうなのか。

⑦ 議題3に関連する。国は予定価格を事後公表、地方自治体は事前公表可という制度になっており、地方自治体における事前公表と事後公表は半々くらいだろう。

予定価格が事前公表である場合、最低制限価格を類推できるので、どうしても受注したければ最低制限価格付近での競争になるだろうし、仮に談合があれば予定価格付近での落札になるだろう。また、くじ引きによる落札が増えるとも言われている。

⑧ 工事の内容ということでは、業者は新設工事を好むが、改修工事は好まないという傾向が確かにある。

⑨ 内容が難しくない工事では最低制限価格付近に応札が集中し、失格者が多数となり、残った業者が高値落札となるような事例がある。それに対するペナルティは不可能だとしても、業者に対して何らかの要請等を行っている事例はあるか。

のではなかった。

○ 本工事の競争性が高かった理由として、業者数が多いのは要素の1つ。応札価格が集中した要素として、工事の内容が挙げられる。新たなものを作るとなれば材料を含め工夫の余地があるが、あるものを壊すとなれば、排出量もそれに伴う処理コストも一定量であり、価格的には一定の部分で競わざるを得ない。

<p>⑩ 予定価格から最低制限価格の間の中で最も安価な応札をした者が落札するのはルールに則っており、何ら不正も問題もない。よって要請等の事例はないと考えるが、事後的な精査は必要。</p> <p>なお、総合評価方式における低入札価格制度の場合は、低入札価格調査により工事品質の担保ができることを確認したうえで落札決定を行う。</p>	
---	--

○No.2 市道幹 I - 6 号線道路改良工事（設計施工：建設部まちづくり整備課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料 2）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① この案件は落札率が低い。</p> <p>② 最低制限価格付近に上手に応札している。</p> <p>③ 予定価格を事前公表していなければ、応札者は自ら見積を行わざるを得ない。予定価格が分かれば、応札者は見積をせずとも、最低制限価格の予想を基にパーセンテージを乗じて応札できてしまう。予定価格を事前公表しているために、見積等の企業努力をしないことに繋がる可能性はある。このことが業者にとって良い事かどうか不明であり、適正利潤を得られずとも応札してしまうことに繋がる可能性はある。</p> <p>④ 自分の団体には大規模な事業者から小規模な事業者まで会員となっており、予定価格の公表時期は難しい問題だと考えている。</p> <p>小規模な事業者には、現在の予定価格事前公</p>	

表のままで良いという意見も多く、事前公表・事後公表のどちらかを主張することは難しい。

○No.3 河東町八田（2工区）配水管布設替工事（設計施工：上下水道局上水道施設課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料3）。

また、上下水道局上水道施設課長より、水道施設工事の概況について、動画を使用した説明がなされた。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 水道事業は独立採算制で、予算が不足しても一般会計から繰りだせないという認識でよろしいか。	○ ご認識のとおり。
② 不断水工事を施工できる業者は市内に何者いるのか。	○ 小さな工事であれば施工可能な市内業者が存在するが、動画でご覧いただいた口径 250mm や 300mm については、仙台から専門業者が来て工事を行っている。
③ 県内にもいないのか。	○ 県内には存在せず、施工可能な業者は県外業者である。
④ 水道施設工事には様々な事情があり利益率が低いことが、他と比べて落札率が高い一因であると理解できた。	
⑤ 諸経費率が他工種より低いものには特別な理由があるのか。	○ 歴史的背景もあるが、一般的な工事は国土交通省の諸経費率を使用しているところ、水道施設工事は厚生労働省による諸経費率を使用している。それにより、5～10%の差が生じている。
	要望により、諸経費率は向上しているところだが、依然として差はある。
⑥ 最近、老朽管の更新は難しいとの報道があっ	

た。土中に水道、下水道、ガス管、電気等が図面通りに埋設されていないため、困難であるとのことだった。

また、最近の災害に対して対応できるのかも問題になっているとのこと。私は福島市の水道経営審議会の委員でもあるため、様々話は聞いている。

⑦ ちなみに、市の水源はどこか。

⇒ 猪苗代湖、東山ダム及び大川ダム。大川ダムでは広域市町村圏整備組合が水を作り、市が購入している形。水源がいくつかある。

⇒ 摺上ダムにより、福島市の水は美味しくなった。それまでは阿武隈川の水で美味しくなかった。老朽管の更新は、水道料金に跳ね返ることから非常に難しい問題である。

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和3年4月から令和3年7月までに契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況について報告（資料5、資料6、資料7）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① くじ引きでの落札決定となった3件の工種は。	○ 建築一式、電気及び塗装について、各1件。
② この3件における最低制限価格との関係は。	○ 電気：応札者10者で応札額に幅があった。89.8%で応札した者が2者あり、くじとなった。最低制限価格とはかなり近い。 建築一式：応札5者で3者失格。91.1%で応札した者が2者あり、くじとなった。最低制限価格とはある程度差があった。 塗装：応札5者で1者失格。91.2%で応札した者が2者あり、くじとなった。最低制限価格とはある程度差があった。

【令和2年度入札契約結果の検証について】（質疑等内容については非公表）

令和2年度における入札契約結果について、予定価格の公表時期の視点から検証を行った内容を事務局より説明した。

【抽出担当委員の選任】

次回会議において、抽出して確認を行う工事案件の選定を担当する委員として、座長が指名され、了承された。

【その他】

なし。